

短時間期末手当の支給日及び支給基準（案）の概要

東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則（抜粋）
 （令和2年3月26日東大規則第131号）

第12章 給与
 （給与の種類）

第53条 短時間勤務有期雇用教職員に支給することのできる給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当
 - イ～レ（略）
 - ソ 宿・日直手当
 - ツ **短時間期末手当**（略）

（短時間期末手当）

第74条 短時間期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する短時間勤務有期雇用教職員（平成16年4月1日東大規則第34号附則第2条の規定の適用を受ける者を除く）に対して支給する。

2（略）

附則

この規則は、**令和3年4月1日から施行する。**

支給日及び支給基準（案）の概要

○ **支給日**

①	基準日	6月1日	支給日	<u>7月31日</u>
②	基準日	12月1日	支給日	<u>1月31日</u>

○ **支給額**

$$[\text{時給単価} \times 1] \times [\text{実勤務時間数} \times 2] \div 6 \times \text{支給割合}$$

※1 基準日時点における時間給

※2 基準日前の6箇月間の所定勤務時間における実勤務時間の合計

○ **支給割合**

$$50 / 100$$

再構築プランフォローアップより

2 雇用形態に関わらない公正な待遇確保のための規定整備

休暇

（特定）短時間勤務有期雇用教職員の休暇制度の見直し

- ・「結婚」及び「配偶者の出産」にかかる特別休暇（有給）を新設
- ・「業務上の復帰」にかかる特別休暇の対象範囲に、「通勤途上の復帰」を追加するとともに、有給の対象となる日数の制限（現行は最初の3日の勤務日に限り有給）を廃止
- ・「生後1年未満の子の保育」、「生理」、「私傷病」、「骨髄移植」、「感染症の追悼」、「社会貢献活動」にかかる特別休暇を有給化

改正前	改正後	有給の休暇	無給の休暇	x: 規定なし		
対象となる休暇の種別	結婚	配偶者の出産	私傷病	親族の追悼	社会貢献活動	生後1年未満の子の保育
（特定）短時間勤務有期雇用教職員	x → ○	x → ○	○ → ○	○ → ○	○ → ○	○ → ○

研修

（特定）短時間勤務有期雇用教職員の研修制度の見直し

- ・業務上の必要がある場合に（特定）短時間勤務有期雇用教職員に対し、研修を命ずることができるよう整備

※ 令和2年4月1日施行

(3) 短時間勤務有期雇用教職員の期末手当の新設

期末手当

短時間勤務有期雇用教職員に賞与に相当する短時間期末手当を新設

※ 令和3年4月1日施行（それまでに短時間勤務有期雇用教職員の期末手当額及び財源を整理）



1季あたり0.5箇月相当を支給

（年間で1箇月相当を支給）

今後の手続きの留意点

- ・ 次年度以降の予算計画について、短時間期末手当を含めて計上いただくこと
- ・ 次年度以降の雇用契約には、当該手当が新設（支給）されることを含め勤務日、勤務時間その他の雇用条件も含めて双方確認・合意の上で契約を締結すること

2020.10.22

専攻長・系長会議

教授会

総務課職員チーム

短時間期末手当について

2021年度より、下記のとおり標記手当が支給されることとなりますので、来年度以降の予算計画には必ず計上いただくようお願いいたします。

記

1. 根拠規程

東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則 第74条

短時間期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する短時間勤務有期雇用教職員（平成16年4月1日東大規則第34条附則第2条の規定の適用を受ける者を除く）に対して支給する。

2. 支給対象者

短時間勤務有期雇用教職員（支給対象となる職名：事務補佐員、技術補佐員、教務補佐員）

※ 学生であっても上記職名であれば支給対象となります。

3. 支給開始年度

2021年度

4. 支給日（年2回）

夏 基準日 6月1日 支給日 7月31日

冬 基準日 12月1日 支給日 1月31日

5. 支給額（1回分）

【時給単価※1】 × 【実勤務時間数※2】 ÷ 6 × 【支給割合※3】

※1 前項の「基準日」時点における時間給

※2 前項の「基準日」前6箇月間（注1）の所定勤務時間内（注2）において勤務した時間数の合計

（注1） 夏 （前年の）12月1日から5月31日までの期間

冬 6月1日から11月30日までの期間

（6/1新規採用者の場合、夏：支給なし、冬：支給あり、となります）

（注2） ・有給の休暇の承認を受けて勤務しなかった時間を含む。

・超過勤務時間は除く。

※3 50/100

6. その他必要経費として準備すべき予算

労災保険料（全員）、雇用保険料（加入者のみ）、社会保険料（加入者のみ）等各種保険料の事業主負担分として、期末手当の最大16.2%（※4）相当額

※4 支給対象者の雇用保険・社会保険の加入有無等により変動します。

短時間期末手当 試算シート (1回支給分)

夏季分、冬季分を分けて試算してください。

【試算に当たっての注意点】

このシートで算出される金額は、あくまで試算額になります。
 実際の支給額は実勤務時間数によって決まり、また各種保険料率の変更等が起きるため、実際の事業主負担額と差が生じる可能性があります。
 余裕をもって関係予算額を確保いただくようお願いいたします。

○黄色欄に必要事項を入力下さい。(それ以外のセルは保護されています。)

入力欄	週勤務時間数	35	←(例)25時間15分は「25.25」、25時間30分は「25.5」、25時間45分は「25.75」
	在職予定月数	6	←夏季(6/1時点在職者)であれば、前年12月～当該年5月の期間のうち、在職予定月数を入力(最大値は6か月) 冬季(12/1時点在職者)であれば、当該年6月～11月の期間のうち、在職予定月数を入力(最大値は6か月) 半月は「0.5」としてください。
	保険加入	社会保険・雇用保険加入	←加入の有無をリストから選択。
	月末の年齢(歳)	42	←社会保険加入の場合、40歳から64歳までは介護保険の対象となります。 (例)6/1誕生日の人は5/31に満40歳となるので、4月分の額は「39」、5月分以降の額は「40」と入力し試算。
	時間給額(円)	1,320	
試算	2020.9～		
	期末手当(1回分)	100,100	←時間給額×週勤務時間数×52/12×在職予定月数÷6×0.5 (6か月の勤務時間予定数)
	健康保険料	4,935	4.935%
	介護保険料	895	0.895%
	厚生年金保険料	9,150	9.150%
	子ども・子育て拠出金	360	0.360%
	雇用保険料	600	0.600%
	労災保険料	240	0.240%
	一般拠出金	2	0.002%
	小計(保険料負担額)	16,182	(最大16.2%相当)
合計	116,282	←期末手当関係予算の試算額(1回分/半期)です。	

例① 社会保険・雇用保険加入の40歳以上

入力欄	週勤務時間数	35	←(例)25時間15分は「25.25」、25時間30分は「25.5」、25時間45分は「25.75」
	在職予定月数	6	←夏季(6/1時点在職者)であれば、前年12月～当該年5月の期間のうち、在職予定月数を入力(最大値は6か月) 冬季(12/1時点在職者)であれば、当該年6月～11月の期間のうち、在職予定月数を入力(最大値は6か月) 半月は「0.5」としてください。
	保険加入	社会保険・雇用保険加入	←加入の有無をリストから選択。
	月末の年齢(歳)	42	←社会保険加入の場合、40歳から64歳までは介護保険の対象となります。 (例)6/1誕生日の人は5/31に満40歳となるので、4月分の額は「39」、5月分以降の額は「40」と入力し試算。
	時間給額(円)	1,320	
試算	2020.9～		
	期末手当(1回分)	100,100	←時間給額×週勤務時間数×52/12×在職予定月数÷6×0.5 (6か月の勤務時間予定数)
	健康保険料	4,935	4.935%
	介護保険料	895	0.895%
	厚生年金保険料	9,150	9.150%
	子ども・子育て拠出	360	0.360%
	雇用保険料	600	0.600%
	労災保険料	240	0.240%
	一般拠出金	2	0.002%
	小計(保険料負担)	16,182	(最大16.2%相当)
合計	116,282	←期末手当関係予算の試算額(1回分/半期)です。	

例② 雇用保険のみ加入

週勤務時間数	25
在職予定月数	6
保険加入	雇用保険のみ加入
月末の年齢(歳)	42
時間給額(円)	1,320

2020.9～	
期末手当(1回分)	71,500
健康保険料	0 4.935%
介護保険料	0 0.895%
厚生年金保険料	0 9.150%
子ども・子育て拠出金	0 0.360%
雇用保険料	429 0.600%
労災保険料	171 0.240%
一般拠出金	1 0.002%
小計(保険料負担額)	601 (最大16.2%相当)
合計	72,101

例③ 社会保険・雇用保険ともに加入なし

週勤務時間数	18
在職予定月数	6
保険加入	非加入
月末の年齢(歳)	42
時間給額(円)	1,320

2020.9～	
期末手当(1回分)	51,480
健康保険料	0 4.935%
介護保険料	0 0.895%
厚生年金保険料	0 9.150%
子ども・子育て拠出金	0 0.360%
雇用保険料	0 0.600%
労災保険料	123 0.240%
一般拠出金	1 0.002%
小計(保険料負担額)	124 (最大16.2%相当)
合計	51,604